運営指導結果及び主な指摘事項について

令和７年６月１２日

山梨県障害福祉課

次　第

１．令和６年度運営指導結果について

２．主な指摘事項について

１．令和６年度運営指導結果について

令和６年度運営指導結果について

	居宅系	日中サービス系	障害者支援施設	共同生活援助	障害児通所系
事業所数	８５	１７９	２４	８５	１００
計画数	１７	３８	１２	１９	１９
実施数	１５	２８	８	１２	１８
実施率	８８．２%	７３．７%	６６．７%	６３．１%	９４．７%

２．主な指摘事項について

5 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶サービス管理責任者

サービス管理責任者実践研修を受講していないため、サービス管理責任者が欠如している状態が見受けられた。また、欠如となった日から個別支援計画を作成していない状態となっている。

サービス管理責任者実践研修を早急に受講するとともに、当該期間における請求については、適正な単位数にて再請求を行うこと。

次に該当する場合に、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〇サービス管理責任者の員数を満たしていないこと

100分の70（サービス管理責任者の員数を満たしていない状態が５月以上継続している場合は、100分の50）

〇個別支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

（一）作成されていない期間が３月未満の場合

100分の70

（二）作成されていない期間が３月以上の場合

100分の50

6 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶勤務体制の確保等

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化されていなかった。

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第６８条第４項他
- 解釈通知：第四の３（１７）他

7 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶運営規程

運営規定に記載すべき虐待防止のための措置に関する事項のうち、責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制について記載されていなかった。

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な以下の措置について、あらかじめ運営規程に定めることとする。

ア　虐待の防止に関する責任者の選定
イ　成年後見制度の利用支援
ウ　苦情解決体制の整備
エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
オ　基準第４０条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること

- 基準省令：第８９条他
- 解釈通知：第五の３（８）

8 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶身体拘束等の禁止

身体拘束の適正化を図るための措置について、委員会の設置、指針の整備および研修の実施を行っていなかった。

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 基準省令：第３５条の２第３項他
- 解釈通知：第三の３（２６）

9 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶秘密保持

業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないことについての誓約書を徴したことが確認できない従業者がいた。

事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第３６条第２項
- 解釈通知：第三の３（２７）

10 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶内容及び手続きの説明及び同意

重要事項説明書に記載すべき項目のうち、事故発生時の対応並びに提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載されていなかった。

事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 基準省令：第９条他
- 解釈通知：第三の３（１）

11 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶掲示

提供するサービスの第三者評価の実施状況についての掲示がなされていなかった。

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 基準省令：第３５条、第９２条他
- 解釈通知：第三の３（２５）、第五の３（１１）

12 主な指摘項目

【全サービス共通】

▶衛生管理

衛生管理のための指針の整備、委員会の設置、研修の実施が行われていなかった。

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

→居宅系はおおむね６月に１回以上、それ以外はおおむね３月に１回以上

二　当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

→居宅系は年１回以上、それ以外は年２回以上

- 基準省令：第９０条第２項他
- 解釈通知：第四の３（２０）

13 主な指摘項目

【居宅系以外】

▶定員の遵守

定員を超えてサービスの提供を行っていた期間が散見された。

事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

→１日の利用者の数が利用定員に１００分の１５０を乗じて得た数、３月間の利用者の延べ人数が利用定員に開所日数を乗じて得た数に１００分の１２５を乗じて得た数を超えた場合は定員超過利用減算になりますが、ここまでは減算にならないというだけであり、定員は遵守する必要があります。

- 基準省令：①第６９条、第１２４条他
  ②第４３条
- 解釈通知：③第四の３（１８）
  ④第三の３（４０）

14 主な指摘項目

【障害児系】

▶安全計画の策定等

障害児の安全の確保を図るための計画が策定されていないため、事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第４０条の２他
- 解釈通知：第三の３（３０の２）他

運営指導結果及び主な指摘事項について

ご静聴ありがとうございました。

令和７年６月１２日

山梨県障害福祉課